

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り、その翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県農業改良資金貸付規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

◇告 示 鳥取県農業改良資金貸付基準の廃止

規 則

鳥取県農業改良資金貸付規則をここに公布する。

昭和六十年八月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十号

鳥取県農業改良資金貸付規則

鳥取県農業改良資金貸付規則（昭和三十九年十月鳥取県規則第五十六号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この規則は、農業者が農業経営又は農家生活の改善を目的として自主的に能率的な農業技術の導入その他合理的な農業生産方式の導入を行い、農業経営の規模を拡大し、又は合理的な生活方式を導入することを促進し、及び農業後継者たる農村青少年が近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者となることを助長するため、県が農業者等に対して農業改良資金を貸し付け、もつて農業経営の安定と農業生産力の増強に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 農業者等 農業者又は次に掲げる条件を併せ有する農業者の組織する団体をいう。
 - イ 農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）の改良若しくは生産又は農家生活の改善を共同で又は集団的に行うことを目的としていること。
 - ロ 実体的活動を現に行つており、又は行うことが確実であると見込まれること。
 - ハ 目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する定めを有すること。
- 二 農業改良資金 農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二号）

第二条に規定する生産方式改善資金、経営規模拡大資金、農家生活改善資金又は農業後継者育成資金をいう。

(農業改良資金の貸付け)

第三条 県は、予算の範囲内において、農業者等に対して別表第一から別表第四までの第一欄に掲げる農業改良資金を貸し付けるものとする。

(貸付金の限度額等)

第四条 前条の規定により貸し付けられる農業改良資金(以下「貸付金」という。)の一農業者等ごとの限度額は、生産方式改善資金にあつては、別表第一の第二欄に定める標準事業費に基づいて算定した額とその貸付けの対象となる事業に要する経費の額とのいずれか低い額の百分の八十に相当する額とし、経営規模拡大資金、農家生活改善資金及び農業後継者育成資金にあつては、それぞれ別表第二から別表第四までの第二欄に定める額とする。

2 貸付金の償還期間(据置期間を含む。)及び据置期間は、それぞれ別表第一から別表第四までの第三欄及び第四欄に定めるとおりとする。

(貸付金の利率)

第五条 貸付金は、無利子とする。

(貸付金の償還方法)

第六条 貸付金の償還は、償還期間が一年以内の貸付金にあつては一時払の方法、その他の貸付金にあつては均等年賦支払の方法によるものとする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)は、いつでも繰上償還をすることができる。

(保証人)

第七条 貸付金の貸付けを受けようとする者(以下「貸付申請者」とい

う。)は、連帯保証人を立てなければならない。

2 貸付申請者が農業者の組織する団体である場合には、その構成員のうち当該貸付けによつて利益を受ける者が連帯保証人とならなければならない。

(貸付けの申請)

第八条 貸付申請者は、農業改良資金貸付申請書(様式第一号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、貸付金の貸付けの対象となる事業(以下「貸付対象事業」という。)に係る事業計画書その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(貸付けの決定)

第九条 知事は、前条第一項の申請書の提出を受けたときは、速やかにこれを審査し、貸し付けることが適当であると認めるときは、貸付けの決定を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により貸付けの決定をしたときは、その旨を貸付申請者に通知するものとする。貸付けをしないと決定したときも、同様とする。

(借用証書)

第十条 前条第二項の規定により貸付けの決定の通知を受けた者は、農業改良資金借用証書(様式第二号)を知事に提出しなければならない。

(事業内容の変更)

第十一条 借受者は、貸付対象事業の内容の変更(知事が定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、農業改良資金事業内容変更承認申請書(様式第三号)を知事に提出して、その承認を受けなければならない

い。

(事業の中止等)

第十二条 借受者は、貸付対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、農業改良資金事業中止等承認申請書(様式第四号)を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

(事業未完了の報告)

第十三条 借受者は、第八条第二項の事業計画書に定める完了期限までに貸付対象事業を完了することができないときは、農業改良資金事業未完了報告書(様式第五号)を知事に提出しなければならない。

(事業完了の報告等)

第十四条 借受者(農業後継者育成資金の研修教育資金の貸付けを受けた者を除く。)は、貸付対象事業を完了したときは、その日から三十日以内に農業改良資金事業完了報告書(様式第六号)に貸付対象事業に係る支出の証ひょう書類の写しその他知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 農業後継者育成資金の研修教育資金の貸付けを受けた者は、研修を終了したときは、研修終了報告書(様式第七号)を速やかに知事に提出しなければならない。

(報告の要求)

第十五条 知事は、必要があると認めるときは、借受者に対し貸付対象事業の実施状況等に関し報告をさせることができる。

(指示)

第十六条 借受者は、第十三条、第十四条又は前条の規定による報告に基づき、知事が貸付金の貸付けの目的を達成させるため必要な指示をした

ときは、これに従わなければならない。

(事業財産の処分等の制限)

第十七条 借受者は、貸付金の全部を償還するまでの間は、貸付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を貸付金の貸付けの目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の承認を受けようとする者は、農業改良資金事業財産処分等承認申請書(様式第八号)を知事に提出しなければならない。

(一時償還)

第十八条 知事は、借受者が次の各号の一に該当する場合には、第四条及び第六条の規定にかかわらず、当該借受者に対し、貸付金の全部又は一部につき、支払期日前の一時償還を請求することができる。

- 一 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- 二 虚偽の申請その他不正な手段により貸付けを受けたとき。
- 三 償還金の支払を怠つたとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

(支払の猶予)

第十九条 知事は、次に掲げる理由により貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合には、償還金の支払を猶予することができる。

一 災害

二 借受者(その者が農業者の組織する団体であるときは、その団体を構成する農業者)又はその者と同居及び生計を一にする親族の死亡、疾病又は負傷

(支払猶予の申請)

第二十条 前条の規定による償還金の支払の猶予を受けようとする者(以下「猶予申請者」という。)は、支払期日の三十日前までに農業改良資金支払猶予申請書(様式第九号)に支払の猶予を必要とする理由を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

(支払猶予の決定)

第二十一条 知事は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかにこれを審査し、支払の猶予をすることが適当であると認めるときは、支払の猶予の決定を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により支払の猶予の決定をしたときは、その旨を猶予申請者に通知するものとする。支払を猶予しないと決定したときも同様とする。

(違約金)

第二十二条 知事は、借受者が支払期日までに償還金又は第十八条の規定により一時償還をすべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年十二・二五パーセントの割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

2 知事は、第十八条の規定により借受者に貸付金の一時償還の請求をした場合(同条第三号に該当したことにより当該請求をした場合を除く。)には、当該一時償還に係る金額につき年十二・二五パーセントの割合をもつて貸付けの日から支払期日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

3 前二項に定める違約金の額の計算につきそれぞれ前二項に定める年当たりの割合は、潤年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの

割合とする。

(事務の委託)

第二十三条 知事は、貸付金の貸付けに係る債権についての保全及び取立てに関する事務を鳥取県信用農業協同組合連合会に委託する。

(雑則)

第二十四条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県農業改良資金貸付規則(以下「旧規則」という。)の規定により貸し付けている資金については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に知事に提出されている旧規則第八条第一項の申請書は、第八条第一項の申請書とみなす。

別表第一(第三条、第四条関係)

生産方式改善資金の種類等		標準事業費	償還期間	据置期間
一 省エネルギー技術導入資金 農業生産におけるエネルギー使用の合理化を図るための技術を導入するのに必要な資金		一セットにつき 九百万円	五年以内	
(一) もみがら燃焼熱利用穀類乾燥技術導入資金 もみがらの燃焼熱を利用した穀類乾燥施設の設置に要する資金		一セットにつき 九百万円	五年以内	
(二) 施設園芸地下水利用暖冷房技術導入資金 地下水利用による保温施設(その内部で農作物を栽培するための施設であつて、施設園芸の用に供するものをいう。以下同じ。)の暖冷房施設の設置に要する資金		保温施設の面積 十アールにつき 二百三十八万円	五年以内	
(三) 施設園芸太陽熱蓄熱利用暖房技術導入資金 太陽熱利用による保温施設の暖房施設の設置に要する資金		保温施設の面積 十アールにつき 三百四十万円	五年以内	
(四) 太陽熱利用牧草乾燥技術導入資金 太陽熱利用による牧草乾燥施設の設置に要する資金		施設の面積三十 二平方メートル につき五十万円	五年以内	
(一) 畜舎内衛生管理技術導入資金 畜舎内の消毒作業を省力化するために必要な自動噴霧施設の設置に要する資金		一セット(成牛 二十頭分、成豚 百頭分又は成鶏 五千羽分)につ き八十五万円	五年以内	
(二) 生産環境改善資金 農業生産に伴う生産環境の悪化を防止するための技術を導入するのに必要な資金		一セット(成牛 五十頭分、成豚 二百五十頭分又 は成鶏一万羽分。		
(二) 家畜排せつ物処理技術導入資金 家畜の排せつ物を適正に処理するのに必要な資金		一セット(成牛 五十頭分、成豚 二百五十頭分又 は成鶏一万羽分。		
(イ) 無臭火力乾燥施設の設置に要する資金				

<p>へ 自燃式焼却施設の設置に要する資金</p>	<p>ホ 簡易発酵施設の設置に要する資金</p>	<p>ニ プラスチックハウスによる簡易乾燥施設の設置に要する資金</p>	<p>ハ 発酵槽による発酵乾燥施設の設置に要する資金</p>	<p>ロ 発酵乾燥機による発酵乾燥施設の設置に要する資金</p>	<p>以下この号の(ロ)の項からニの項までにおいて同じ。)につき四百三十万円</p>
<p>一セット(成牛八十頭分、成豚</p>	<p>一セット(成牛二十五頭分、成豚百二十五頭分又は成鶏五千羽分)につき百十二万六千円</p>	<p>一セットにつき三百十一万千円</p>	<p>円 一セットにつき千六百六十五万</p>	<p>一セットにつき五百八十万円</p>	<p>七年以内</p>
	<p>七年以内</p>	<p>七年以内</p>	<p>七年以内</p>	<p>七年以内</p>	<p>一年以内</p>
	<p>一年以内</p>	<p>一年以内</p>	<p>一年以内</p>	<p>一年以内</p>	

<p>四 生産組織育成資金 知事が定める基準に基づき、農業者の組織する団体又はその構成員が当該団体において決定されたその構成員との間における取決めに従いその農業の生産行程を遂行する場合において、当該団体が、当該生産行程の主要な部分についての相互に密接な関連を有する一連の能率的な技術（以下この項において「集团的農業生産技術」という。）の導入等を行うのに必要な資金</p>		<p>三 農業者技術開発資金 知事が定める基準に基づき、その農業の生産行程を総合的に改善するためその創意により合理的に組み合わせた一連の能率的な技術を導入する場合において当該技術の導入に必要な施設、機械又は資材の購入、設置又は改良に要する資金</p>					
<p>(一) 集团的農業生産技術導入資金 集团的農業生産技術を導入するために必要な施設又は機械の購入又は設置に要する資金</p>							
<p>ホ 多年生牧草に係るもの</p>	<p>ニ 畑輪作による飼料作物に係るもの</p>	<p>ハ 水田裏作による飼料作物に係るもの</p>	<p>ロ 露地栽培による野菜又は花きに係るもの</p>	<p>イ 稲又は麦に係るもの</p>	<p>ト 土壌脱臭施設の設置に要する資金</p>		
<p>耕地十アールにつき四万五千円</p>	<p>耕地十アールにつき七万円</p>	<p>耕地十アールにつき七万四千円</p>	<p>耕地十アールにつき四万八千円</p>	<p>耕地十アールにつき六万二千元</p>	<p>貸付けの都度決定する額</p>	<p>円 一セット（成鶏五千羽分）につき五十九万八千</p>	<p>四百頭分又は成鶏一万羽分）につき四百三万円</p>
<p>五年以内</p>	<p>五年以内</p>	<p>五年以内</p>	<p>五年以内</p>	<p>五年以内</p>	<p>七年以内</p>	<p>七年以内</p>	<p>七年以内</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>一年以内</p>	<p>一年以内</p>	<p>一年以内</p>

<p>五 経営転換等推進資金 知事が定める基準に基づき、水田における稲以外の作物の作付けの面積(当該作付けに係る農作業の委託を受けた面積を含む。)を増加させ、かつ、その農業の生産行程の規模を拡大する場合に必要な資金</p>									
<p>イ 当該拡大後の規模における生産行程の主要な部分についての相互に密接な関連を有する一連の能率的な技術を導入するために必要な施設又は機械の購入又は設置に要する資金</p>									
<p>ロ 稲以外の作物の作付けに必要な排水改良、土壌改良その他作付条件の整備を行うのに必要な資金</p>									
<p>ト 桑に係るもの</p>	<p>チ 果樹に係るもの</p>	<p>リ いも類又は豆類に係るもの</p>	<p>ヌ 茶に係るもの</p>	<p>(イ) 飼料作物に係るもの</p>	<p>(ロ) 保温施設において栽培される作物に係るもの</p>	<p>(イ) その他の稲以外の作物に係るもの</p>			
<p>耕地十アールにつき四万九千円</p>	<p>耕地十アールにつき十八万千円</p>	<p>耕地十アールにつき二万千円</p>	<p>耕地十アールにつき二万三千円</p>	<p>作付面積十アールにつき十一万円</p>	<p>保温施設の面積百平方メートルにつき四十二万三千円</p>	<p>作付面積十アールにつき九万三千円</p>			
<p>五年以内</p>	<p>五年以内</p>	<p>五年以内</p>	<p>五年以内</p>	<p>七年以内</p>	<p>七年以内</p>	<p>七年以内</p>			
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>一年以内</p>	<p>一年以内</p>	<p>一年以内</p>			

<p>六 果樹栽培合理化資金 知事が定める基準に基づき、果実の需給の動向に即してその栽培する果樹の品種の転換を行う場合に必要資金</p>						
<p>ロ 排水改良、土壌改良その他栽培条件の整備を行うのに必要な資金</p>	<p>イ その農業の生産行程の総合的な改善を行う生産方式を導入するために必要な施設、機械又は資材の購入又は設置に要する資金</p>	<p>ニ イの技術により農作業を行うのに必要な資金であつて、水田の使用収益権の取得費の三年分以下の前払に要するもの</p>	<p>ハ イの技術により農作業を行うのに必要な資金であつて、種苗費、肥料費、農業費、労賃等初期において必要とされるもの</p>			
	<p>(ロ) ぶどうに係るもの</p>			<p>(イ) 日本なしに係るもの</p>		
<p>円 栽培面積十アールにつき十六万</p>	<p>栽培面積十アールにつき三十六万六千円</p>	<p>栽培面積十アールにつき三十万九千円</p>	<p>耕地十アール一年分につき三万二千元</p>	<p>作付面積十アールにつき二万三千元</p>	<p>円 保温施設の面積百平方メートルにつき七万九千</p>	<p>作付面積十アールにつき四万七千円</p>
<p>七年内</p>	<p>七年内</p>	<p>七年内</p>	<p>七年内</p>	<p>七年内</p>	<p>七年内</p>	<p>七年内</p>
<p>一年以内</p>	<p>一年以内</p>	<p>一年以内</p>	<p>一年以内</p>	<p>一年以内</p>	<p>一年以内</p>	<p>一年以内</p>

<p>原因により野菜の生育が阻害されることを防止し、又は野菜の生育条件を総合的に調節し、及び管理する生産方式を導入するのに必要な資金</p>		<p>材の購入又は設置に要する資金</p>		<p>方メートルにつき き二十三万三千 円</p>	<p>五年以内</p>	<p>—</p>
<p>八 地域農業技術導入資金 前各号に掲げるもののほか、地域の自然的条件及び農業事情からみて農業経営の改善を促進するため特に普及を図る必要があると認められる能率的な農業の技術を導入するのに必要な資金</p>		<p>(一) 施設野菜経営改善資金 施設園芸における野菜の栽培において、温度、炭酸ガス濃度その他の生育条件を相互に関連させ、一体として制御するために必要な施設又は機械の購入又は設置に要する資金</p>		<p>施設の面積百平方メートルにつき き九十九万二千 円</p>	<p>七年以内</p>	<p>一年以内</p>
<p>(一) 葉たばこ生産技術改善資金 葉たばこの移植から乾燥までの作業を省力化するために必要な機械の購入に要する資金</p>		<p>(二) 施設園芸総合技術導入資金 施設園芸における栽培管理を合理化するための施設の設置又は機械の購入に要する資金</p>		<p>耕地一ヘクタールにつき百五十 七万三千円</p>	<p>五年以内</p>	<p>—</p>
<p>(二) 施設園芸総合技術導入資金 施設園芸における栽培管理を合理化するための施設の設置又は機械の購入に要する資金</p>		<p>(二) 施設園芸総合技術導入資金 施設園芸における栽培管理を合理化するための施設の設置又は機械の購入に要する資金</p>		<p>施設の面積十ア ールにつき六百 六十六万千円</p>	<p>五年以内</p>	<p>—</p>
<p>(三) 果樹等省力運搬技術改善資金 樹園地において運搬作業を省力化するための動力運搬機の購入及び当該動力運搬機の走行に必要な軌道の設置に要する資金</p>		<p>イ 野菜又は花きに係るもの</p>		<p>施設の面積十ア ールにつき三百 三十万円</p>	<p>五年以内</p>	<p>—</p>
<p>(三) 果樹等省力運搬技術改善資金 樹園地において運搬作業を省力化するための動力運搬機の購入及び当該動力運搬機の走行に必要な軌道の設置に要する資金</p>		<p>ロ 果樹に係るもの</p>		<p>一セットにつき 三十八万三千円</p>	<p>五年以内</p>	<p>—</p>
<p>(三) 果樹等省力運搬技術改善資金 樹園地において運搬作業を省力化するための動力運搬機の購入及び当該動力運搬機の走行に必要な軌道の設置に要する資金</p>		<p>イ 動力運搬機の購入に要する資金</p>		<p>百メートルにつ き四十二万八千 円</p>	<p>五年以内</p>	<p>—</p>
<p>(三) 果樹等省力運搬技術改善資金 樹園地において運搬作業を省力化するための動力運搬機の購入及び当該動力運搬機の走行に必要な軌道の設置に要する資金</p>		<p>ロ 動力運搬機の走行に必要な軌道の設置に要する資金</p>		<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

(出) しいたけ生産安定技術導入資金 しいたけの生産安定を図るために 要する資金	(イ) 中苗田植を行うのに必要な機械の購入に要する資金	(ロ) 成苗田植を行うのに必要な機械又は資材の購入に要する資金	(出) 水稲生産安定技術導入資金 水稲の生産安定を図るために必要な機械又は資材の購入に要する資金	(出) しいたけ生産安定技術導入資金 しいたけの生産安定を図るために 要する資金	(出) スプリンクラ―の多目的利用技術導入資金 多目的スプリンクラ―を用いて日本なしの栽培を省力化するために必要な施設の設置に要する資金	(イ) なしの簡易被覆栽培技術導入資金 日本なしの熟期促進を図るために必要な簡易被覆施設の設置に要する資金	(ウ) 乳用種ほ育成技術改善資金 健康で優良な乳用種の肥育素牛を生産するために必要な施設の設置に要する資金	(ハ) 食鶏飼育省エネルギー暖房技術導入資金 鶏ふんを用いて食鶏飼育における暖房用エネルギー使用の合理化を図るために必要な施設の設置に要する資金	金
	耕地一ヘクタールにつき四十六万七千円	耕地一ヘクタールにつき六十二万円							

別表第二(第三条、第四条関係)

必要な施設の設置又は機械の購入に要する資金。	
(四) パイプハウス養豚技術導入資金 養豚経営において生産費の低減及び環境の保全を図るために必要なパイプハウスを利用した簡易豚舎の設置に要する資金	一セット(肉豚四十頭分)につき三十七万九千円

経営規模 拡大資金の種類	貸付金の限度額	償還期間	据置期間
<p>知事が定める基準に基づき、農業経営の規模を拡大するため、農用地利用増進法(昭和五十五年法律第六十五号)第二条第一項に規定する農用地について耕作を目的とし、又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧を目的とする賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金</p>	<p>賃借権の取得に係る農用地十アール一年分につき農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二十四条の二第一項の規定により定められた当該農用地に係る小作料の標準額十アール一年分に相当する額</p>	<p>十年以内</p>	<p> </p>

別表第三(第三条、第四条関係)

農 家 生 活 改 善 資 金 の 種 類 等		貸付金の限度額	償還期間	据置期間
一 高齢者活動資金 農家の高齢者の活動の場の確保を通じて家族関係の円滑化を図るためこれらの者が共同して行う農産物の生産若しくは加工その他の生産活動に必要な設備の設置又は当該設備を使用して行う当該生産活動に要する資金		五十万円	三年以内	—
二 生活環境改善資金 農家生活の合理化に資する共同利用施設(共同排水施設に接続する排水施設を含む。)を設置するのに必要な資金				
(一)	共同給水施設資金 共同給水施設の設置に要する資金	三百万円	七年以内	一年以内
(二)	共同排水施設資金 共同排水施設の設置に要する資金	三百万円	七年以内	一年以内
(三)	共同し尿浄化施設資金 共同し尿浄化施設の設置に要する資金	百五十万円	七年以内	一年以内
(四)	多目的生活共同施設資金 集団的に存在する住宅に居住する者の共同の生活施設であつて、多目的な用途に供されるものの設置に要する資金	四百万円	七年以内	一年以内
(五)	共同健康管理施設資金 共同健康管理施設の設置に要する資金	百五十万円	七年以内	一年以内
(六)	共同生活廃棄物処理施設資金 共同生活廃棄物処理施設の設置に要する資金	百万円	七年以内	一年以内
(七)	共同安全施設資金 共同の生活施設であつて、農家の安全な生活環境を確保するために必要なものの設置に要する資金	百万円	七年以内	一年以内
(八)	共同運動施設資金 共同運動施設の設置に要する資金	三百万円	七年以内	一年以内
(九)	農家生活環境改善施設資金 知事が定める基準に基づき、一定の区域内に居住する農業者が集団的に設置する排水施設であつて、共同排	四十万円	五年以内	—

別表第四(第三条、第四条関係)

農業後継者育成資金の種類等		貸付金の限度額	償還期間	据置期間
一 技術共同習得資金 農業後継者たる農村青少年が、共同して、知事が定める基準に適合する能率的な農業の技術を習得するのに必要な資金		二十万円	三年以内	—
二 研修教育資金 農業後継者たる農村青少年が能率的な農業の技術又は経営方法を实地に習得するための研修で知事が定める基準に適合するものを受けるのに必要な資金				
イ	研修期間二年未満の国内研修を受けるのに必要な資金	二十万円	三年以内	一年以内
ロ	研修期間二年以上の国内研修を受けるのに必要な資金	四十万円	五年以内	二年以内
ハ	海外研修を受けるのに必要な資金	八十万円	五年以内	一年以内
ニ	国内及び海外における研修(国内における研修期間が二年未満のものに限る。)を受けるのに必要な資金	百万円	五年以内	二年以内
ホ	国内及び海外における研修(国内における研修期間が二年以上のものに限る。)を受けるのに必要な資金	百二十万円	五年以内	三年以内
イ	知事が定める基準に適合するもの	五百五十万円	七年以内	一年以内
ロ	イに掲げるもの以外のもの	四百五十万円	七年以内	一年以内
三 部門経営開始資金 農業後継者たる農村青年が一の区分された農業部門の経営を自ら行う場合に当該経営を開始するのに必要な資金				
(ハ) 大豆等農産物共同加工施設資金 大豆等自家生産物の加工に必要な共同施設の設置に要する資金		五百万円	七年以内	一年以内
水施設に接続するものの設置に要する資金				

様式第1号 (第8条関係)

農 業 改 良 資 金 貸 付 申 請 書

職 氏 名 殿

農業改良資金の貸付けを受けたいので、鳥取県農業改良資金貸付規則第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

(ふりがな)	住 所 (〒)
--------	----------

(ふりがな)	団体の名称
--------	-------

(ふりがな) 氏名 又者 氏名	印	電 話 番 号	取 扱 農 協 名
--------------------------	---	---------	-----------

共 同 申 請 者	住 所	(ふりがな) 名	印	連 帯 保 証 人	
				住 所	(ふりがな) 名
合 計				合 計	
					人

借り受けようとする資金、種類等	資 金	種 類	種 目
-----------------	-----	-----	-----

整理番号	財源コード	都道府県	地方普及所コード	貸付年度	貸付決定番号	取扱農協コード

借 受 者	住 所	借受形態	資金コード	貸付対象事業	申請額(貸付額)
住所コード	番 地	個人受益農家数 共同団体	資金種類	貸付量 事業費	千円
			種 目		
			細 目		

償還期間	据置期間	償 還 計 画												
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年			
年	年	月	日	償還額 千円	償還額 千円	償還額 千円	償還額 千円	償還額 千円	償還額 千円	償還額 千円	償還額 千円	償還額 千円	償還額 千円	償還額 千円

統計用記入欄

細 目	事 業 量	事 業 費 千円	貸 付 額 千円

- (注)
- 1 「借り受けようとする資金の種類等」欄は、別に定める資金分類表に従って記入すること。
 - 2 太線枠内は、記入しないこと。
 - 3 各種コードは、別に定めるコード番号表に従って記入すること。
 - 4 「貸付対象事業」欄は、次に定めるところにより記入すること。
 - (1) 事業量は、小数点未満を切り上げること。
 - (2) 事業費は、千円未満を切り捨てること。
 - (3) 同一種目の2以上の細目にわたって借り受けようとする場合には、事業費についてのみ各細目の合計を記入すること。
 - 5 統計用記入欄は、4の(3)の場合に細目別内訳を記入すること。この場合においては、4の(1)及び(2)の例によることとするが、その合計額が「貸付対象事業」欄の事業費と一致するように調整すること。

様式第2号 (第10条関係)

(表 面)

収入印紙
はり付け欄

貸付	年月日	年	月	日
決定	番号	第	号	号

農業改良資金借用証書

資金の種類等	資 金	種 類	種 目
借受金額	千円		
償還方法	回	支 払 期 日	償 還 額
	第 回	年 月 日	千円

職 氏 名 殿

上記のとおり農業改良資金を借用いたしました。ついでには鳥取県農業改良資金貸付規則及び裏面特約条項を承知の上、借受金の償還は、支払期日に相違なく実行することを確約いたします。

年 月 日

借 受 者	住 所	氏名 (団体にあつては、名称及び代表者の氏名)	印

上記資金の借受につき、下名は鳥取県農業改良資金貸付規則及び裏面特約条項を承知の上、借受者と連帯して債務を履行する責に任じます。

連 帯 保 証 人	住 所	氏 名	印

(注) 借受者及び連帯保証人の印は、市町村に印鑑を登録しているものであること。

(裏 面)

農業改良資金借用証書特約条項

様式第3号(第11条関係)

農業改良資金事業内容変更承認申請書

職 氏 名 殿

貸付対象事業の内容の変更の承認を受けたいので、鳥取県農業改良資金貸付規則第11条の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住 所
氏 名

(団体にあつては、名称)
(及び代表者の氏名)

㊦

記

貸付決定	年月日	年 月 日
	番 号	第 号
資金の 種類等	資 金	
	種 類	
	種 目	
変更の 内 容	変更事項	
	変更前	
	変更後	
変更予定年月日		年 月 日
変 更 理 由		

下欄は記入しないこと。

農業協同組合の意見			
	年 月 日		㊦
市 町 村 長 の 意 見			
	年 月 日		㊦
農業改良普及所長、 蚕業指導所長又は農 業委員会の意見			
	年 月 日		㊦

様式第4号 (第12条関係)

農業改良資金事業中止等承認申請書

職 氏 名 殿

貸付対象事業の中止（廃止）の承認を受けたいので、鳥取県農業改良資金貸付規則第12条の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住 所
氏 名 ㊟
(団体にあつては、名称)
(及び代表者の氏名)

記

貸付決定	年月日	年 月 日
	番 号	第 号
資金の 種類等	資 金	
	種 類	
	種 目	
中止等予定年月日		年 月 日
中止等の理由		
事業進ちよく状況		
中止等をした後の措置		

下欄は記入しないこと。

農業協同組合の意見	年 月 日	㊟
市町村長の意見	年 月 日	㊟
農業改良普及所長、 蚕業指導所長又は 農業委員会の意見	年 月 日	㊟

様式第5号 (第13条関係)

農業改良資金事業未完了報告書

職 氏 名 殿

貸付対象事業を完了期限までに完了することができないので、鳥取県農業改良資金貸付規則第13条の規定により、下記のとおり報告します。

年 月 日

報告者 住 所
氏 名

㊟

(団体にあつては、名称)
及び代表者の氏名

記

貸付決定	年 月 日	年 月 日
	番 号	第 号
資 金 の 種 類 等	資 金	
	種 類	
	種 目	
事業計画書に定める完了期限	年 月 日	
完了見込年月日	年 月 日	
完了期限までに完了できない理由		
事業進ちよく状況		

下欄は記入しないこと。

農業改良普及所長、蚕業指導所長又は農業委員会の意見	
	年 月 日

㊟

様式第6号 (第14条関係)

農 業 改 良 資 金 事 業 完 了 報 告 書

職 氏 名 殿

貸付対象事業を完了したので、鳥取県農業改良資金貸付規則第14条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

年 月 日

報告者 住 所
氏 名

㊤

(団体にあつては、名称)
及び代表者の氏名

記

1 借 受 状 況

貸付 決定	年月日	年 月 日	借受年月日	年 月 日
	番 号	第 号		
資金 の種 類等	資 金		借受金額	千円
	種 類		事 業 量	事 業 費
	種 目			千円
	細 目			

(注) 「事業量」及び「事業費」は、貸付決定に係る内容を記入すること。

2 変 更 状 況

事業内容 の 変 更	承認年月日	変 更 の 内 容
	年 月 日	
事業未完 了の報告	報 告 年 月 日	年 月 日
	完 了 見 込 年 月 日	年 月 日

3 事業実施状況

事業期間	年 月 日から 年 月 日まで						
事業場所							
施設、機械、資材等	事業計画			事業実績			計画と実績の相違点とその理由
	数量	単価	金額	数量	単価	金額	
		円	円		円	円	
合計							

(注)

- 「事業計画」欄は、貸付決定に係る貸付対象事業の内容（その変更の承認を受けた場合にあっては、当該変更後のもの）について記入すること。
- 「事業実績」の番号欄は、添付した証ひょう書類の写しとの対照番号を記入すること。

4 資金調達実績

	農業改良資金	自己資金	その他の資金		合計
			金額	調達先	
貸付決定に係る計画	円	円	円		円
実績					

(注) 「その他の資金」欄は、農業改良資金以外の借入金、補助金等について記入すること。

下欄は記入しないこと。

農業協同 組合の 確認	実績貸付限度 ⑦	実績貸付限度超過額 (貸付金額-⑦)⑧	⑨ の 処 理 経 過		
	千円	千円	措置内容 (繰上償還等)	措置年月日	措置金額 千円
				年 月 日	
	上記のとおり相違ないことを確認しました。				
	年 月 日				
	確認責任者			所属農協	
				職	
				氏 名	⑩

様式第7号 (第14条関係)

研 修 終 了 報 告 書

職 氏 名 殿

研修を終了したので、農業改良資金貸付規則第14条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

年 月 日

報告者 住 所
氏 名

㊤

記

貸付決定	年月日	年 月 日
	番 号	第 号
研修教育資金の種目		
借 受 金 額		千円
実 績 研 修 費 用		円
研 修	名 称	
	期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで (間)
研修機関等の確認	上記のとおり相違ありません。 年 月 日 住 所 氏 名 ㊤ (団体にあつては、名称) 及び代表者の氏名	

(注) 「研修機関等の確認」欄に、国内における研修の場合にあつては研修を実施した機関又は受入農家、海外における研修の場合にあつては研修に派遣した機関の確認を受けること。

下欄は記入しないこと。

農業改良普及所長の意見	
	年 月 日 ㊤

様式第 8 号 (第17条関係)

農業改良資金事業財産処分等承認申請書

職 氏 名 殿

事業財産の処分等の承認を受けたいので、鳥取県農業改良資金貸付規則第17条第 2 項の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住 所
氏 名 ④
(団体にあつては、名称)
及び代表者の氏名

記

貸付決定	年月日	年 月 日
	番 号	第 号
資金の 種類等	資 金	
	種 類	
	種 目	
借 受 金 額		千円
完 了 年 月 日	年 月 日	
償 還 期 間	年 月 日から	年 月 日まで (回)
償 還 済 額		円 (回分)
未 償 還 額		円 (回分)
処分等に係る事業 財産		
処分等の内容		
処分等予定年月日	年 月 日	
処分等をする理由		

下欄は記入しないこと。

農業協同組合の意 見	年 月 日	④
市町村長の意見	年 月 日	④
農業改良普及所長 又は蚕業指導所長 の意見	年 月 日	④

様式第9号 (第20条関係)

農業改良資金支払猶予申請書

職 氏 名 殿

償還金の支払の猶予を受けたいので、鳥取県農業改良資金貸付規則第20条の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住 所
氏 名
(団体にあつては、名称)
及び代表者の氏名

㊦

記

貸付決定	年月日	年	月	日
	番 号	第		号
資金の 種類等	資 金			
	種 類			
	種 目			
借 受 金 額		千円		
		回	支 払 期 日	償 還 額
		第 回	年 月 日	千円
当 初 の	償還済分			
償還方法	未償還分			
猶予後の償還方法				
猶予を受けようとする理由				

下欄は記入しないこと。

農業協同組合の意見	年 月 日	㊦
市町村長の意見	年 月 日	㊦
農業改良普及所長、 蚕業指導所長又は 農業委員会の意見	年 月 日	㊦

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年八月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十一号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和三十七年二月鳥取県規則第二

号)の一部を次のように改正する。

附則第三項を次のように改める。

3 一定の地域について自然的経済的条件に応じ農用地の農業上の利用の増進と農産物の生産の合理化とを一体として推進するため作成された当該地域の農業の総合整備に関する計画で昭和六十五年三月三十一日まで知事の承認を受けたものに即して行われる事業に必要な資金であつて、別表の農業近代化資金の種類欄に掲げる資金のうち知事の定めるものに該当するものについての第二条の規定の適用については、同表の利子補給率の欄中「年三パーセント」とあるのは「年三・五パーセント」と、「年二パーセント」とあるのは「年二・五パーセント」と、「年一パーセント」とあるのは「年一・五パーセント」とする。

附則第四項及び第五項を削る。

別表第二号中「又は運搬用機具」を、「運搬用機具又は生産・経営管理情報処理用機具」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則(以下「旧規則」という。)第三条の規定による利子補給契約に基づく利子補給についての知事の承認(以下「利子補給承認」という。)の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行前に旧規則附則第三項の規定に基づき知事の承認を受けた計画の実施に必要な資金又はこの規則の施行前に旧規則附則第五項の規定に基づき知事の承認を受けた計画に即して行われる事業に必要な資金でこの規則の施行後に利子補給承認を受けて貸し付けられるものについては、旧規則附則第三項又は第五項の規定は、なおその効力を有する。

告 示

鳥取県告示第八百三十八号

鳥取県農業改良資金貸付基準(昭和五十三年十一月鳥取県告示第千十三号)は、昭和六十年八月二十二日限り廃止する。

昭和六十年八月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次